生産現場等の理解醸成に向けた広報動画等制作業務
公募型プロポーザル方式実施公告

製造の請負、物件の買入れその他の契約に係る公募型プロポーザル方式実施要領（平成28年３月31日付け27契検第160号。以下「実施要領」という。）に基づき、公募型プロポーザル方式により契約の相手方を選定するため、次のとおり企画提案書を公募します。

令和６年５月28日

農政部農業政策課農産物マーケティング室長

１　業務の概要

(1) 業務名

生産現場等の理解醸成に向けた広報動画等制作業務

(2) 業務の目的

農業生産資材等の価格高騰が続く状況における農業者の所得確保に向けた広報に活用する、生産現場等の実情への理解を醸成し、地産地消を促進するための動画、曲、制作を行うとともに、制作した動画等を活用した広報・宣伝を行う。

(3) 業務内容

ア　動画制作（３本（５分、60秒、15秒））

野菜、果樹、畜産の生産・流通・販売過程の理解を醸成する動画

イ　オリジナル曲制作（１曲（30秒程度））

動画で活用する他、販売店等で放送する農畜産物の地産地消を促進する曲

ウ　制作した動画・曲を活用した広報・宣伝

制作した動画、曲を活用した効果的な広報・宣伝を実施

(4) 仕様等

別添仕様書（案）のとおり

(5) 企画提案を求める具体的内容の項目

ア　以下の内容を含む企画コンセプト

・動画、曲、全体のコンセプト
・動画のシナリオや撮影手法など構成案
・曲に使用するキーワードや曲調、歌詞、歌手など構成案
・動画、曲を活用した広報方法等の企画案

イ　自由提案（任意）

ウ　実施スケジュール

エ　実施体制

オ　過去５年以内のプロモーション又はＰＲ業務の実績

カ　業務の要する経費及びその内訳

プロポーザル参加者が、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、経費見積書により算定した額に当該金額の100分の10に相当する額を記載してください。

(6) 業務の実施場所
長野県内
(7) 履行期間又は履行期限　　契約日～令和７年１月31日
(8) 費用の上限額　3,000,000円（消費税額及び地方消費税の額を含む。）

２　応募資格要件

公募型プロポーザル方式に応募する者は、次の各号に掲げる要件を満たさなければなりません。これらの要件を満たさない者が行った実施要領第19の企画提案書の提出から第31の契約の締結までの手続は無効とします。

(1) 地方自治法施行令第167条の４第１項及び財務規則第120条第１項の規定により入札に参加することができない者でないこと。
(2) 物品購入等入札参加資格者に係る入札参加停止措置要領（平成23年３月25日付け22管第285号）に基づく入札参加停止の措置を受けていないこと。
(3) 長野県建設工事等入札参加資格者に係る入札参加停止措置要領(平成23年3月18日付け22建政技第337号）に基づく入札参加停止の措置を受けていないこと。
(4) 長野県暴力団排除条例（平成23年長野県条例第21号）第２条第２号に規定する暴力団員又は同条例第６条第１項に規定する暴力団関係者でないこと。
(5) 法人にあっては県税、消費税及び地方消費税、個人にあっては県税、消費税、地方消費税及び個人住民税（個人の市町村民税・県民税）を完納していること。
(6) 労働保険、厚生年金保険及び健康保険に加入する義務がある者にあっては、これらに加入していること。
(7) 県内に本店、支店又は営業所を有していること。
(8) 本業務に配置する責任者及び従事者は、同種業務の経験又は必要な技術を有していること。
(9) 過去５年間にプロモーション又はＰＲ業務に関する業務の実務実績を有していること。

３　参加申込書の作成・提出

公募型プロポーザル方式に応募する者は、次に掲げる事項に留意の上、参加申込書を提出するものとします。提出期限（(5) ①）までに参加申込書を提出しない場合は、企画提案書を提出することができません。

(1) 参加申込書の作成様式
様式第３号による。
(2) 参加要件具備説明書類のとりまとめ様式
様式第３号の附表による。
(3) 参加申込書記載上の留意事項
①　プロモーション又はＰＲに関する業務の実績
②　当該業務の実施体制
③　類似の実績については、これを証する契約書の写し等を添付してください。

(4) 担当課（所）・問い合わせ先

〒381-8570　長野県長野市大字南長野字幅下６９２－２ 長野県農政部農業政策課農産物マーケティング室 （担当）水谷、田原 電　話　　026-235-7217（直通） ＦＡＸ　　026-235-7393 メール　　marketing@pref.nagano.lg.jp

(5) 参加申込書の提出期限並びに提出先及び方法

① 提出期限　令和６年６月11日（火）

（土曜日、日曜日及び休日は除く。午前９時から午後５時まで）

【(注) 長野県の休日を定める条例（平成元年長野県条例第５号）第１条に規定する県の休日をいう。以下同じ。】

② 提出先　３(4) に同じ。

③ 提出方法　持参又は郵送とします。

ただし、郵送の場合は提出期限までに農産物マーケティング室に到達したものに限ります。郵送で提出した場合は、到達したことを電話で３(4) の担当者に確認してください。

(6) 応募資格要件の審査

応募資格については、参加申込書及び資格要件具備説明書類に基づき審査します。

(7) 非該当理由に関する事項

① 参加申込書を提出した者のうち、応募資格要件に該当しなかった者に対しては、該当とならなかった旨及びその理由（非該当理由）を企画提案書の提出期限（６(5) ①）の３日前までに、書面により農産物マーケティング室長から通知します。

② 上記①の通知を受けた者は、通知を受けた日の翌日から起算して10日（土曜日、日曜日及び休日は除く。）以内に、書面（様式自由）により農産物マーケティング室長に対して非該当理由について説明を求めることができます。

③ 非該当理由についての説明を求められたときは、書面を受理した日の翌日から起算して10日（土曜日、日曜日及び休日は除く。）以内に書面により回答します。

④ 非該当理由の説明請求の受付

ア　受付場所　３(4) に同じ。

イ　受付時間　上記②の期間中

（土曜日、日曜日及び休日は除く。午前９時から午後５時まで）

(8) その他の留意事項

① 応募資格要件の非該当者以外の者への通知は行いません。

② 参加申込書提出後に辞退する場合は、辞退届（任意様式）を提出してください。

４　説明会

(1) 開催日時　令和６年６月４日（火）　10時30分～12時

(2) 開催場所　長野県庁　本庁舎８階　審問あっせん室

(3) 参加申込　説明会への参加を希望する事業者は、令和６年６月３日（月）までに３(4) にお申し込みください。

(4) その他　　企画提案を求める内容の詳細等を説明します。
当日の参加が困難な場合は、説明会を録画した動画を共有しますので、３(4)にご連絡ください。

５　不明な点がある場合の質問の受付場所、受付期間、受付方法及びその回答方法

(1) 受付場所　３(4) に同じ。

(2) 受付期限　令和６年６月18日（火）
（土曜日、日曜日及び休日は除く。午前９時から午後５時まで）

(3) 受付方法　業務等質問書(様式第６号)をＦＡＸ又はメール等により提出するものとします。

(4) 回答方法　農産物マーケティング室長が求める企画提案項目に係る質問及び企画提案書の提出等の事務手続に係る一般的な質問の場合は、令和６年６月21日（金）までに長野県公式ホームページで公表します。

６　企画提案書の作成・提出

(1) 企画提案書の作成様式
様式第８号による。

(2) 添付資料
・企画書
・企画書説明資料
・会社概要又はパンフレット
・過去５年間に制作したプロモーション又はＰＲ業務に係る動画等のデータ（１動画）

(3) 企画書記載上の留意事項
① 業務に要する経費は､本業務の実施に当たり必要な経費の合計額を記載してください。また、経費の合計額は１(8) に示す費用の上限額以内となるようにしてください。
② 「７　再委託の予定」又は「８　企画協力等の予定」記載欄には、当該業務の一部を再委託する場合又は他事業者等の企画協力を受けて業務を実施する場合に記載すること。

(4) 企画提案書に関する質問の受付場所、受付期間、受付方法及びその回答方法
① 受付場所　３(4) に同じ。
② 受付期限　令和６年６月18日（火）
（土曜日、日曜日及び休日は除く。午前９時から午後５時まで）
③ 受付方法　業務等質問書（様式第６号）をＦＡＸ又はメール等により提出するものとします。
④ 回答方法　企画提案内容に係る質問の場合は、原則として非公開としますが、質問者に対しては令和６年６月21日（金）までにＦＡＸ又はメール等により回答します。

(5) 企画提案書の提出期限並びに提出先及び方法
① 提出期限　令和６年６月28日（金）（土曜日、日曜日及び休日は除く。提出時間は午前９時から午後５時まで。）
② 提出先　３(4) に同じ。
③ 提出部数　８部（原本１部、コピー７部）及び動画のデータ（DVD-R等）
④ 提出方法　持参又は郵送とします。
ただし、郵送の場合は提出期限までに農産物マーケティング室に到達したものに限ります。郵送で提出した場合は、必ず、到達したことを電話で３(4) の担当者に確認して

ください。

(6) 企画提案の選定基準

企画提案は、次の基準に基づいて選定されます。

【評価基準】

<table>
<tr><th colspan="2">項　　目</th><th>審査内容</th><th>配点</th></tr>
<tr><td colspan="2">1　業務の理解度等</td><td>・本事業の背景、課題等に対する理解度が高く、提案内容の着眼点、分析力、提案力が優れているか</td><td>２０</td></tr>
<tr><td colspan="2">2　業務の遂行力</td><td>・円滑に運営を行うことができるか
・事業の遂行が確実であるか</td><td>１０</td></tr>
<tr><td colspan="2">3　企画力</td><td>・動画：農畜産物が消費者の手に届くまでには、生産・流通・販売など多くの過程があり、様々な関係者の労力を有していることの理解が進む企画となっているか
・曲：キーワードが的確であり、地産地消に親しみを感じるとともに覚えやすい曲のイメージとなっているか
・広報：動画、曲を活用し、効果的に広報等できる企画となっているか</td><td>３０</td></tr>
<tr><td rowspan="2">4
業務の実施体制等</td><td>体制</td><td>・本業務を実施するための技術力があるか
・県との連絡調整を円滑に行うことができる体制となっているか
・品質管理を行うチェック体制が整っているか</td><td>１０</td></tr>
<tr><td>工程管理</td><td>・事業の実施行程が適当であるか
・トラブルの未然防止策、対応策が適当か</td><td>１０</td></tr>
<tr><td colspan="2">5　経済性</td><td>・高度な技術を活用するなど、予算内で最大限の効果を出すことができる提案となっているか</td><td>２０</td></tr>
<tr><td colspan="2">合　計</td><td></td><td>１００</td></tr>
</table>

(7) 企画提案の選定の方法

① 企画提案の配点の合計点について最高点となった者を選定します。

なお、評価の結果、最高点となった者の評価点の平均点が100点満点中60点以下の場合は選定しません。

② 企画提案書の選定に当たっては、企画提案評価会議を開催し、提出書類及びプレゼンテーションにより評価を行いますので、出席してください。

③ ６者以上の提出があった場合は、提出書類及び動画データによる１次審査を行います。

④ プレゼンテーションの実施日時及び場所

令和６年７月10日（水）　長野県長野合同庁舎　南庁舎　601会議室

（※時間については参加者に個別に連絡します。）

(8) 選定者、非選定者への通知及び公表に関する事項

① 企画提案書を提出した者のうち企画提案が選定され、見積業者に選定された者に対して、その旨を見積業者選定通知書により農産物マーケティング室長から通知します。

② 上記①以外の者に対して、選定されなかった旨及び選定しなかった理由（以下「非選定理由」という。）を見積業者非選定通知書により農産物マーケティング室長から通知し

ます。

③　見積業者を選定したときは、遅滞なく、企画提案評価会議評価書（様式第９号）を長野県公式ホームページに掲載するとともに、農産物マーケティング室において閲覧に供します。

(9) 非選定理由に関する事項

①　(8) ②の見積書非選定通知書を受けた者は、通知を受けた日の翌日から起算して10日（土曜日、日曜日及び休日は除く。）以内に、書面（様式自由）により農産物マーケティング室長に対して非該当理由について説明を求めることができます。

②　非選定理由についての説明を求められたときは、書面を受理した日の翌日から起算して10日以内（土曜日、日曜日及び休日は除く。）に書面により回答します。

③　非選定理由の説明請求の受付

ア　受付場所　３(4) に同じ。

イ　受付時間　上記①の期間中

（土曜日、日曜日及び休日は除く。午前９時から午後５時まで）

(10)その他の留意事項

①　企画提案書は複数提出することはできません。

②　提出された企画提案書の内容は、変更することができません。

③　提出された企画提案書は、返却しません。

④　企画提案書の作成及び提出に係る費用は、提出者の負担とします。

⑤　提出された企画提案書は、企画提案書の選定以外には提出者に無断で使用しません。

⑥　参加申込書及び企画提案書に虚偽の記載をした者並びにプレゼンテーションにおいて虚偽の説明をした者は、失格とするとともに、虚偽の記載又は説明をした者に対して入札参加停止を行うことがあります。

７　契約書案

別添契約書（案）のとおり

８　見積書の提出

(1) 見積書の提出の依頼の通知を受けた者は、通知を受けた日の翌日から起算して３日以内（３日目が土曜日、日曜日及び休日の場合は、休日明けまで）に、見積書を農産物マーケティング室長に提出するものとします。

(2) 見積書が、(1) の期限までに到達しないときは、当該見積は無効とします。

(3) 見積書の提出の依頼の通知を受けた者は、見積を辞退しようとするときは、理由を示した辞退届を提出してください。

(4) 見積を辞退した者は、これを理由として、以降の公募型プロポーザル方式等への参加について不利益な扱いを受けることはありません。

９　契約経過の公表

契約を締結した場合は、遅滞なく、契約業務名、履行場所、業務概要等の契約情報について、長野県公式ホームページに掲載するとともに、農産物マーケティング室において閲覧に供します。

10　その他

(1) 契約書作成の要否

必要とします。

(2) 関連情報を入手するための窓口

〒381-8570　長野県長野市大字南長野字幅下６９２－２	
長野県農政部農業政策課農産物マーケティング室	
（担当）水谷、田原	
電　話	026-235-7217（直通）
ＦＡＸ	026-235-7393
メール	marketing@pref.nagano.lg.jp

(3) 必要に応じて参加申込に関する照会を行う場合があります。

(4) 企画提案書の補足資料がある場合には、プレゼンテーション時に提出することができます。